

島根県報

第一、五二二号
平成十五年十一月十四日
(金曜日)

目次

告示	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	一
	土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	一
	換地処分	("	二
	地域森林計画の樹立	(森林整備課)	二
	地域森林計画の変更	("	二
	保安林予定森林	("	三
	解除予定保安林	("	三
	道路の区域の変更	(道路維持課)	四
	道路の供用開始	("	五
公告	特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る縦覧	(環境生活総務課)	五
	林業種苗法の規定に基づく生産事業者講習会の開催	(森林整備課)	六
正誤	平成十五年十月二十四日付け島根県報第一、五一六号	(障害者福祉課)	六
	中		

告示

島根県告示第九百五十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師

を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第一条の規定により告示する。

平成十五年十一月十四日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
能勢 道也	整形外科	済生会江津総合病院	江津市江津町一五五一	平成十五年十一月四日
中島 裕一	外科	六日市病院	鹿足郡六日市町大字六日市三六八 四	"
濱本 直治	内科	六日市病院	鹿足郡六日市町大字六日市三六八 四	"
竹本 直明	心臓血管外科	国立浜田病院	浜田市黒川町三七四八	"
山下 英樹	整形外科	松江市立病院	松江市灘町一〇一	"

島根県告示第九百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年十一月十四日

島根県知事 澄田信義

邑智郡石見町土地改良区

一 就任した役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

理事

日高 昭登 邑智郡石見町大字中野五九八番地

森脇 實 邑智郡石見町大字矢上一七七三番地

大石 良典 邑智郡石見町大字中野二四八三番地

半田 允彬 邑智郡石見町大字井原八二八番地

寺本 梶 邑智郡石見町大字日貫七三一番地

森橋 義嘉 邑智郡石見町大字日和七三五番地

監事

渡邊 秀磨 邑智郡石見町大字中野一六七六番地

三浦 弘 邑智郡石見町大字矢上九一二番地

二 就任年月日

平成十五年十月十三日

三 退任した役員の名氏及び住所

理事

日高 昭登 邑智郡石見町大字中野五九八番地

大屋 光徳 邑智郡石見町大字矢上一四二六番地

大石 良典 邑智郡石見町大字中野二四八三番地

平田 數俊 邑智郡石見町大字井原五八四番地

寺本 梶 邑智郡石見町大字日貫七三一番地

森橋 義嘉 邑智郡石見町大字日和七三五番地

監事

原野 守正 邑智郡石見町大字矢上一五六一番地

岡田 博 邑智郡石見町大字中野一八八一番地

島根県告示第九百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、仁多町長から里田地区における換地処分を平成十五年十月二十八日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年十一月十四日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成十五年十一月十四日

島根県知事 澄田信義

森林計画区(益田市、美濃郡及び鹿足郡一円)	縦覧場所 島根県農林水産部森林整備課及び益田農林振興センター	縦覧期間 自平成十五年十一月十五日 至平成十五年十二月十五日
-----------------------	-----------------------------------	--------------------------------------

島根県告示第九百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成十五年十一月十四日

島根県知事 澄田信義

森林計画区(隠岐郡江の川下流森林計画区(邑智郡、浜田市、津江市及び那賀郡一円))	縦覧場所 島根県農林水産部森林整備課及び川本、浜田各農林振興センター	縦覧期間 自平成十五年十一月十五日 至平成十五年十二月十五日
隠岐森林計画区(隠岐郡一円)	島根県農林水産部森林整備課及び隠岐支庁	

斐伊川森林計画区（松江市、出雲市、大田市、安来市、平田市、八束郡、能義郡、仁多郡、大原郡、飯石郡、簸川郡及び邇摩郡一巴）

島根県農林水産部森林整備課及び松江、木次、出雲、川本各農林振興センター

島根県告示第九百六十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

平田市国富町字馬伏一九五から二〇〇まで、二二一、二〇二九の一、二〇三〇、二〇三二、二〇三三から二〇四二まで、二〇四三の一から二〇四三の三まで、二〇四四、二〇四五、二〇四五の一、二〇四六から二〇五〇まで、二〇五三、二〇五四、二〇五四の一から二〇五四の三まで、二〇五六、二〇五七の一、二〇五七の二、二〇六一から二〇七三まで、二〇七三の一から二〇七三の四まで、二〇七四、二〇七四の一、二〇七五、二〇七六の一、二〇七六の二、二〇七七、二〇七八の三、二〇七八の四、二〇七九の一、二〇七九の二、二〇八一から二〇八四まで、二〇八五の一から二〇八五の四まで、二〇八六から二〇八九まで、二〇八九の一、二〇八九の三、二〇九一、字旅伏惣箇谷二一一の一から二一一の一〇まで、字旅伏榎木廻二一一二、二一一三の一から二一一三の四まで、字旅伏榎木廻二一一四の一から二一一四の二五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百六十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

(一) 解除予定保安林の所在場所

簸川郡斐川町大字学頭字畑谷三九八四の二四、三九八四の五九、四一九七の三、四一九七の三九、四一九七の四七、四四〇〇の二五、大字神庭字神庭谷一五七三の一九、一五七七の九、一五七九の四

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(一) 解除予定保安林の所在場所

出雲市船津町字丁賀一八〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、一八〇五の二、一八〇五の三、一八〇七の八

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百六十六号
 道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十五年十一月十四日
 島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類		路線名		区 間		変更に 後の別		敷地の幅員		延 長		管轄する土木建築事務所 の名称		備 考	
後	前	後	前	後 B	前 B	前 A	後 B	前 B	前 A	メートル	メートル				
川本波多線		久利静間線		飯石郡掛合町大字六見二〇六番地先から同大字二二五番一地先まで		飯石郡掛合町大字六見六七八番三地先から同大字二〇六番地先まで		九・〇〇	四二・〇〇	一六・〇〇	六・〇〇	七九・〇〇	木次土木建築事務所		町道移管
川本波多線		久利静間線		大田市久利町行恒字岩根二二四番一地先から同町字正田一番地先まで		大田市久利町行恒字岩根二二四番一地先から同町字正田一番地先まで		九・〇〇	二二・〇〇	一六・〇〇	六・〇〇	二七五・〇〇	大田土木建築事務所		町道移管
川本波多線		久利静間線		邑智郡邑智町大字吾郷二〇〇番六地先から同大字一七八〇番一地先まで		邑智郡邑智町大字吾郷二〇〇番六地先から同大字一七八〇番一地先まで		一六・〇〇	三六・〇〇	一七・〇〇	一〇・〇〇	三三〇・〇〇	川本土木建築事務所		町道移管

島根県告示第九百六十七号
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十五年十一月十四日
 島根県知事 澄 田 信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市上佐陀町二七二番一地从先から八束郡鹿島町大字名分一三〇〇番一地从先まで	四〇〇・〇〇メートル	平成十五年十一月十四日	松江土木建築事務所	
"	出雲大社線	出雲市白枝町一一九九番五地从先から同町一二二〇番地先まで	一三七・〇〇	"	出雲土木建築事務所	
"	大田桜江線	大田市大代町新屋字山道ノ上一八九一番四地从先から同町大家字林シ縄上手へ一七三九番一地从先まで	一、二二〇・〇〇	平成十五年十一月十六日	大田土木建築事務所	
"	大田井田江津線	大田市大代町大家字林シ縄上手へ一七三九番一地从先から同町字尻見田下夕一五四六番一地从先まで	五〇九・〇〇	"	"	
"	津和野田万川線	鹿足郡津和野町大字邑輝四〇九番二地从先から同大字七七八番地先まで	一一〇・〇〇	平成十五年十一月十四日	津和野土木事務所	
"	日原須佐線	鹿足郡日原町大字深村字森平一三番一地从先から同大字字笹芽一四七八番一地从先まで	二六二・〇〇	"	"	

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十一月十四日

島根県知事 澄 田 信義

一 申請のあつた年月日

平成十五年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 かえる倶楽部

三 代表者の氏名

山本富子

四 主たる事務所の所在地

出雲市今市町一三四番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、出雲市民等に対して、環境アンテナショップを中核として、環境にやさ

毎週火・金曜日発行

しい行動と心の輪を広げ、環境保全への気づきや、今からやっつけていこう（未来の地球のために）と環境意識の高揚への発信、情報提供を行い、循環型社会の構築に向けての基本方針である3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）の推進に向けて、広く、分かりやすく啓発を行うことを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定に基づく生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成十五年十一月十四日

島根県知事 澄田信義

一 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

二 開催日時及び場所

年月日	時間	場 所	区 域
平成十五年十二月十日	午前十時～午後五時	八束郡宍道町大字佐々布三五七五 島根県立緑化センター	県下一円

三 講習科目及び時間

講習科目	講習時間
林業種苗に関する法令	二時間

種苗の産地及び系統に関する事項
種苗の生産技術に関する事項

二時間
二時間
六時間

四 その他

- (一) 受講者は所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を最寄りの農林振興センター又は隠岐支庁に提出すること。
- (二) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、最寄りの農林振興センター又は隠岐支庁に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (三) 受講についての詳細は、各農林振興センター林業課又は隠岐支庁農林局林業課に問い合わせる。

正 誤

平成十五年十月二十四日付け島根県報第一五一六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段 行	誤	正
二	下	四から九まで	四から九まで
		島根医科大学 医学部附属病院	島根大学 医学部附属病院

平成十五年十一月十四日印刷
平成十五年十一月十四日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町 島根県庁
印刷所 松江市学園南 松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）